

「働き方改革」に関する新規事業概要

岐阜労働局 雇用環境・均等室

事業名称：平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業期間：平成30年4月2日～平成31年3月29日

事業目的：一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革」が最重要課題とされている中、国全体の雇用の7割（岐阜県においては8割）を占め、経営基盤に課題を有する割合の高い中小企業・小規模事業者等を中心に、次の①～③に掲げる取組に対し支援を行うものです。

当該支援により、各企業の働き方改革に関する不安・負担の軽減を図り、着実な「働き方改革の推進」を図ることを目的としています。

中小企業等における具体的な取組（支援対象としている主な取組）：

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」を参考に非正規雇用労働者の処遇改善を図る取組
 - ②過重労働防止による時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築への取組及び生産性向上による賃金引上げに向けた取組
 - ③人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善など人材不足緩和への取組
- ※「働き方改革」に関し、お悩みの事業主の皆様はご相談ください。

具体的な支援内容等：

- ①「岐阜県働き方改革推進支援センター」を開設

所在地：岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田 5階
（「神田町5」交差点、南西隣ビル）

相談時間：平日 午前9時～午後5時

センター専用電話：058（201）5832

FAX：058（201）5833

センター専用E-mail：info@task-work.com

ホームページ：http://sien.task-work.com/

- ②労務管理等の専門家による相談支援

- ・常駐型専門家が、当該センターに常駐し、来所・電話・電子メール等による相談・コンサルティング対応を行います。（技術的な助言・提案の実施）
- ・派遣型専門家は、企業を訪問し、個別事案に応じた相談・コンサルティングを行います。

また、③及び④に記載する出張相談会、セミナー・個別相談会についても、各団体等との連携を図りつつ、派遣型専門家が対応することとしています。

※各専門家については、社会保険労務士等の国家資格取得者など、専門的な知識を有する者が対応します。

③商工会議所等における出張相談会による支援

各企業が支援センターまで来所できない場合のフォローとして、県内各地域の商工会議所等が実施する相談会等に併せ、出張相談会を毎月1～2回開催します。

④商工会議所等との連携によるセミナー・個別相談会による支援

働き方改革に係る各テーマごとに、県内各地域の商工会議所等と連携し、セミナーを毎月3～6回程度開催するとともに、セミナー終了後は個別相談会を実施します。

※セミナーに係る具体的なテーマは、非正規労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制への対応関係、労働関係助成金等の活用、など

⑤中小企業庁事業や高齢・障害・求職者支援機構、地方自治体との連携

働き方改革を支援している関係機関への取り次ぎを行う他、関係する各種団体等が行う会議等への出席及び説明を行います。

※これらの支援につきましては、国の委託事業として実施しますので、相談料等はいただくことはございません、お気軽にご相談ください。